

[資料] 公用負担権限証明書

表 面

第 号
公用負担命令権限証
宇部市 氏 名
上記の者 の区域における 水防法第28条第1項の権限行使を委 任したことを証明する。
年 月 日
水防管理者 (又は消防機関の長)
印

裏 面

水防法抜粋 (第28条)
1 水防のため緊急の必要があるときは水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
2 水防管理団体は前項の規定により損失を受けた者に対し時価によりその損失を補償しなければならない。
※本証は他人に貸与してはならない。

縦 9 cm

横 6 cm